

2. その他

(1) 当四半期中における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

(2) 会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

- ・会計処理基準に関する事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

上記会計基準等の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は385百万円減少し、適用初年度の期首において新たに負債として計上した資産除去債務と有形固定資産の帳簿価額に加算された除去費用との差額を資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として特別損失に4,113百万円計上した結果、税金等調整前四半期純利益は4,498百万円減少しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

- ・表示方法の変更

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

なお、前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の「少数株主損益調整前四半期純利益」はそれぞれ47,775百万円、6,500百万円であります。